

○袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

平成 8 年 9 月 2 7 日

条例第 1 7 号

改正 平成 8 年 1 2 月 2 5 日条例第 2 0 号

平成 1 0 年 7 月 3 日条例第 1 8 号

平成 1 6 年 6 月 2 9 日条例第 2 0 号

(題名改称)

平成 2 0 年 9 月 2 6 日条例第 2 7 号

平成 2 1 年 9 月 2 9 日条例第 2 2 号

平成 2 4 年 9 月 1 9 日条例第 2 8 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日条例第 4 1 号

袖ヶ浦市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例（昭和 5 8 年条例第 2 2 号）の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部について助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭の父母等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(平 1 6 条例 2 0 ・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「児童」とは、満 1 8 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者又は満 2 0 歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時、婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

3 この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 次のいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童

ア 現に婚姻している状況にない者

イ 配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者

ウ 配偶者の生死が1年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難に遭遇した場合にあっては、3月）以上明らかでない者

エ 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている者

オ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令を申し立て、現に配偶者に当該命令が発せられた者

カ 配偶者が法令により引き続き1年以上拘禁されている者

キ その他アからカまでに準じる者として市長が認める者

(2) 児童の父母がない場合又は父母が監護しない場合で、前号アからキまでのいずれかに該当する祖父母その他の養育者が養育するときの養育者及びその児童

(3) 児童の父母がない場合又は父母が監護しない場合で、祖父母その他の監護者が監護するときの児童

（平16条例20・平20条例27・平24条例28・平25条例41・一部改正）

（受給資格者）

第3条 医療費等助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、ひとり親家庭の父母等であって、本市に住所を有し、かつ、次に掲げる法律（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）

(2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）

- (3) 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）
- (5) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者
- (3) 児童福祉法第 7 条に規定する母子生活支援施設を除く児童福祉施設（通所により利用する施設を除く。）に措置によって入所している児童及び当該児童のみを監護する当該児童の父若しくは母又は養育者
- (4) 国民健康保険法による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、当該施設に児童福祉法その他の法令による措置によらず入所している児童（以下「利用契約入所児童」という。）がいる場合は、当該利用契約入所児童を除く。）に入所している児童及び当該児童のみを監護する当該児童の父若しくは母又は養育者
- (5) 利用契約入所児童のみを監護する当該児童の父若しくは母又は養育者

（平 20 条例 27・全改、平 21 条例 22・一部改正）

（支給の制限）

第 4 条 医療費等助成金は、受給資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するとき（規則に定める場合を除く。）は、支給しない。

(1) ひとり親家庭の父母等の前年の所得（1月から6月に申請するものについては、前々年の所得。以下同じ。）が規則で定める額以上であるとき。

(2) ひとり親家庭の父母等の配偶者又はひとり親家庭の父母等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの前年の所得が、規則で定める額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（平16条例20・全改、平20条例27・一部改正）

（助成の範囲）

第5条 市長は、受給資格者に対し受給資格者の療養に要する費用の額（社会保険各法その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額をいう。）から次の各号に規定するものを控除した額を医療費等助成金として支給する。

(1) 保険給付額

(2) 保険者が給付する附加給付額

(3) 国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額

(4) 第三者から行われる賠償額及び補てん額

(5) 受給資格者一部負担額（入院については入院時食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額、通院については診療報酬明細書1件につき1,000円、保険薬局については調剤報酬明細書1件につき1,000円）

2 市長は、受給資格者が保険医療機関又は保険薬局（以下「病院等」という。）で診療・調剤報酬明細書にかかる証明手数料を支払った場合は、当該費用を医療費等助成金として支給する。ただし、診療・調剤報酬明細書1件について200円を超えるときは、200円とする。

3 医療費助成金は、受給資格者が病院等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは支給しない。

(平 1 6 条例 2 0 ・ 平 2 0 条例 2 7 ・ 一部改正)

(助成の方法)

第 6 条 受給資格者は、規則で定めるところにより、その資格に係る登録を行わなければならない。

2 前項に規定する資格の登録をした受給資格者に係る医療費等助成金を受けようとする者（第 2 条第 3 項第 1 号に該当する場合においては、児童を監護する父又は母に限るものとし、同項第 2 号に該当する場合においては、児童を養育する養育者に限るものとし、同項第 3 号に該当する場合においては、児童を監護する監護者に限るものとする。）は、規則で定めるところにより、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(平 2 5 条例 4 1 ・ 全改)

(届出義務)

第 7 条 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところによりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 国民健康保険法又は社会保険各法の保険の種類又は保険証の記載事項に変更があったとき。
- (3) 第 3 条に規定する受給資格者としての要件を欠いたとき。
- (4) 新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

(平 1 6 条例 2 0 ・ 一部改正)

(譲渡又は担保の禁止)

第 8 条 受給資格者は、医療費等助成金を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成費の返還)

第 9 条 市長は、偽りその他不正の行為によって、医療費等助成金を受けた者があるときはその者から当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の規定による返還をさせる場合は、当該返還をさせる者に対し、その理由を示さなければならない。

(平 8 条例 2 0 ・ 一部改正)

(委任)

第 1 0 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の適用日前における医療費等に係る袖ヶ浦市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例（昭和 5 8 年条例第 2 2 号）の規定による助成については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 8 年条例第 2 0 号）

この条例は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 0 年条例第 1 8 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 6 年条例第 2 0 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定による医療費等の助成は、平成 1 6 年 8 月 1 日以後の病院等で受けた医療費等の助成から適用し、平成 1 6 年 7 月 3 1 日以前の医療費等の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成 2 0 年条例第 2 7 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、改正後の

袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第3条第1項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前においてなされた医療に係る医療費等の助成は、改正後の袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成21年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年条例第28号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成24年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の規定により受給資格者とされた者は、改正後の袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の相当規定により受給資格者とされた者とみなす。

附 則（平成25年条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3項第1号オの改正規定は、平成26年1月3日から施行する。

○袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則

平成 8 年 9 月 2 7 日

規則第 1 6 号

改正 平成 8 年 1 0 月 3 1 日規則第 2 2 号

平成 9 年 8 月 1 日規則第 2 9 号

平成 9 年 1 0 月 1 6 日規則第 3 5 号

平成 1 0 年 3 月 1 9 日規則第 8 号

平成 1 1 年 3 月 1 日規則第 6 号

平成 1 4 年 1 2 月 4 日規則第 2 7 号

平成 1 6 年 6 月 2 9 日規則第 1 9 号

(題名改称)

平成 2 0 年 9 月 2 6 日規則第 4 3 号

平成 2 4 年 9 月 1 9 日規則第 3 7 号

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日規則第 4 0 号

袖ヶ浦市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則(昭和 5 8 年規則第 1 9 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例(平成 8 年条例第 1 7 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 1 6 規則 1 9 ・一部改正)

(児童の障害の状態)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第 1 のとおりとする。

(配偶者の障害の状態)

第 3 条 条例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第 2 のとおりとする。

(平 2 4 規則 3 7 ・一部改正)

(支給の制限の適用除外)

第4条 条例第4条第1項に規定する規則で定める場合は、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第12条第1項に該当する場合とする。

(平16規則19・全改、平20規則43・旧第5条繰上)

(支給の制限に該当する所得の額)

第5条 条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、児童扶養手当法第9条又は第9条の2の規定による児童扶養手当の支給制限に該当する額とする。

2 条例第4条第1項第2号に規定する規則で定める額は、児童扶養手当法第10条又は第11条の規定による児童扶養手当の支給制限に該当する額とする。

(平16規則19・全改、平20規則43・旧第6条繰上)

(所得の範囲及び所得の額の計算方法)

第6条 条例第4条第2項に規定する規則で定める所得の範囲及びその額の計算方法については、児童扶養手当法第13条の規定によるものとする。

(平16規則19・全改、平20規則43・旧第7条繰上)

(助成資格の登録申請)

第7条 条例第6条第1項に規定する登録をしようとする受給資格者は、ひとり親家庭等医療費等助成資格登録(更新)申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長へ提出しなければならない。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者若しくは被扶養者であることを証する書類
- (2) 戸籍の謄本又は抄本
- (3) 世帯の全員の住民票の写し
- (4) ひとり親家庭の父母等及び扶養義務者等の前年の所得の状況を証する書類
- (5) 離婚等により、ひとり親家庭になった場合、母又は父がその監護す

る児童の父又は母から、その児童について扶養義務を履行するための費用として受け取る金品その他経済的な利益にかかわる所得に関する申告書（以下「養育費に関する申告書」という。）

(6) 満 18 歳以上満 20 歳未満の児童が別表第 1 程度の状態にある場合又は配偶者が別表第 2 程度の障害の状態にある場合は、これを証する年金証書又は診断書

(7) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 10 条第 1 項の規定による命令が発せられている場合は、その命令により発せられた書類の写し

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法による児童扶養手当の支給を受けている者が、児童扶養手当証書を提示するときは、前項第 2 号から第 7 号までの書類の添付を省略することができるものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、市役所内で確認できるものについては、市長は書類の添付の省略を認めることができる。

4 第 1 項の規定にかかわらず、条例第 2 条第 3 項第 1 号オの規定に該当する者からの申請であって、市長が特に認めた場合は、市長が認めた書類の添付を省略することができるものとする。

（平 16 規則 19・旧第 9 条繰上・一部改正、平 20 規則 43・旧第 8 条繰上・一部改正、平 24 規則 37・平 25 規則 40・一部改正）

（助成資格の登録決定）

第 8 条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、ひとり親家庭等医療費等助成資格登録決定（却下）通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 資格の有効期間は、申請書を受理した日の属する月の翌月の初日から当該翌月以降最初に到来する 7 月 31 日までとする。

（平 20 規則 43・追加、平 25 規則 40・一部改正）

（助成資格の登録更新）

第 9 条 助成資格の登録の有効期間が終了し、引き続き医療費等の助成を受けようとする受給資格者は、助成資格の登録の有効期間が終了した日の翌日から 1 月以内までの間に助成資格の登録を更新しなければならない。

2 助成資格の登録の更新は、第 7 条及び前条の規定を準用する。この場合において、第 7 条第 1 項第 2 号に規定する書類は、省略することができるものとし、前条第 2 項中「申請書を受理した日の属する月の翌月の初日」とあるのは、「申請書を受理した日の属する月の初日」と読み替えるものとする。

(平 2 5 規則 4 0 ・ 追加)

(助成金の申請)

第 1 0 条 条例第 6 条第 2 項に規定する規則で定める申請は、ひとり親家庭等医療費等給付申請書（様式第 3 号）に受給資格者が病院等で医療等を受けたことを証する書類を添えて行わなければならない。

2 前項の受給資格者が、病院等で医療等を受けたことを証する書類を、紛失等により、ひとり親家庭等医療費等給付申請書（様式第 3 号）に添えることができない場合は、病院等から同様式中の診療・調剤報酬証明書欄に医療等を受けた証明を受けることにより、当該書類を添えることを省略できるものとする。

(平 2 5 規則 4 0 ・ 追加)

(届出)

第 1 1 条 条例第 7 条に規定する規則で定める届出は、ひとり親家庭等医療費等受給資格変更届（様式第 4 号）で行うこととする。

(平 1 6 規則 1 9 ・ 旧第 1 0 条繰上 ・ 一部改正、平 2 0 規則 4 3 ・ 一部改正、平 2 5 規則 4 0 ・ 旧第 9 条繰下)

(委任)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平 1 6 規則 1 9・旧第 1 1 条繰上、平 2 5 規則 4 0・旧第 1 0 条繰下・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 8 年規則第 2 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年規則第 2 9 号)

この規則は、平成 9 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年規則第 3 5 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市母子家庭・父子家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の規定は、平成 9 年 9 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 1 0 年規則第 8 号)

この規則は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 1 年規則第 6 号)

この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 4 年規則第 2 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 1 6 年規則第 1 9 号)

この規則は、平成 1 6 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年規則第 4 3 号)

この規則は、平成 2 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 4 年規則第 3 7 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 2 4 年 8 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 平成 2 4 年 8 月 1 日からこの規則の施行の日前までに、袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例 (平成 2

4 年条例第 28 号) により改正された袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例 (平成 8 年条例第 17 号) 第 2 条第 3 項第 1 号才及び第 3 号に該当する者から助成に関する相談があり、かつ、この規則の施行の日以後 3 月以内に、第 7 条に規定する申請書の提出があった場合で、審査の結果、第 8 条第 1 項に規定する助成資格の認定の決定を受ける者の同条第 2 項に規定する資格の有効期間の始期は、同項の規定にかかわらず、相談のあった日の属する月の翌月の初日とし、助成の対象となる医療費等は、相談のあった日の属する月の翌月の初日以後に病院等で受けた医療費等とする。

附 則 (平成 25 年規則第 40 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条第 1 項第 8 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める改正規定は、平成 26 年 1 月 3 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前になされたこの規則による改正前の袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の規定による処分、手続その他の行為は、この規則による改正後の袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

別表第 1 (第 2 条関係)

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの(2) 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの(3) 平衡機能に著しい障害を有するもの(4) そしゃくの機能を欠くもの(5) 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの(6) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの |
|---|

- (7) 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - (8) 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (9) 一上肢のすべての指を欠くもの
 - (10) 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - (11) 両下肢のすべての指を欠くもの
 - (12) 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - (13) 一下肢の足関節以上で欠くもの
 - (14) 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - (15) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - (16) 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - (17) 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2（第3条関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができる

できない程度の障害を有するもの

(9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

(10) 精神に、労働をすることを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

(11) 傷病が治らないので、身体の機能又は精神に労働をすることを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの

(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

ひとり親家庭等医療費等助成資格登録（更新）申請書

年 月 日

住所
申請者 氏名
電話

※印以外の全てを記入してください。

家族構成	氏名		生年月日		申請者との続柄		障害の有無		※審査	
			. .							
			. .							
			. .							
			. .							
			. .							
			. .							
健康保険の種類等	記号					番号				
	被保険者	氏名								
		住所								
		資格取得年月日		. .		交付年月日		. .		
	保険者	名称								
		所在地								
所得状況	助成資格審査のため所得額等の確認が必要です。 次の方法の内いずれか希望する□にチェックを入れてください。 □ 所得に関する証明書を添付する。 □ 袖ヶ浦市が保有する市民税に関する情報を使用する。									
	生活保護受給状況		□ 受けている □ 受けていない □ 申請中							
	※所得調査結果		□ 適 □ 否							
助成金振込先	□ 変更なし ※変更なしにチェックを入れた場合は、銀行名等記入の必要はありません。									
						銀行		支店		
	1 普通		2 当座		口座番号					
	口座名義（カタカナ）									
同意書 医療費助成実施のために必要があるときは、袖ヶ浦市が保有する公簿等により所得額等を確認すること、及び、医療機関や保険者等に対して、調査し情報提供を受けることに同意します。 氏名 印 氏名 印 氏名 印										

添付書類 ア 健康保険証（写） イ 戸籍謄本又は抄本
ウ 世帯全員の住民票 エ 養育費に関する申告書
オ その他受給資格を証する書類
場合によっては添付を省略することができます。
更新手続きの方…イ
児童扶養手当受給者の方…イ～オ

様式第2号（第8条関係）

ひとり親家庭等医療費等助成資格登録決定（却下）通知書

第 号

年 月 日

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで申請のありましたひとり親家庭等医療費等助成資格登録については、袖ヶ浦市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則第8条第1項により登録決定（却下）したので通知します。

記

1. 登録する（登録期間 年 月 日から 年 月 日まで）

2. 却下する

理由

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、袖ヶ浦市長に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、袖ヶ浦市を被告として（訴訟において袖ヶ浦市を代表する者は袖ヶ浦市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

ひとり親家庭等医療費等給付申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長

様

住所

申請者 氏名

電話

下記のとおり医療費等の給付を申請します。

受診者名			続 柄	
住 所			生年月日	
加入の 医療保険	名称		記号番号	

保険医療機関・保険薬局証明欄

診療・調剤報酬証明書（入院・通院・調剤） ※該当事項に○印を付けてください。			
診療・調剤年月		診療報酬総点数	
入通院延日数		調剤報酬総点数	
公費負担額		証明手数料	
入院時食事療養費本人負担額			
保険医療機関又は保険薬局の 名称・証明者名・所在地	上記のとおり証明します。 年 月 日 (証明者印)		

様式第 4 号 (第 1 1 条関係)

ひとり親家庭等医療費等受給資格変更届

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

住所

届出人 氏名

電話

変更事由の発生日	年 月 日		
住所	旧		
	新		
氏名	旧		
	新		
加入医療保険	保険者名		
	保険者番号		
	記号	番号	
	被保険者名		
その他			

様式第 1 号（第 7 条関係）

（平 2 5 規則 4 0 ・ 全改）

様式第 2 号（第 8 条関係）

（平 2 5 規則 4 0 ・ 全改）

様式第 3 号（第 1 0 条関係）

（平 2 5 規則 4 0 ・ 全改）

様式第 4 号（第 1 1 条関係）

（平 2 5 規則 4 0 ・ 全改）